

「佐久市酒米安定生産構築事業補助金」について

【事業期間】 令和6年度から令和8年度

【事業の種類】

事業の種類	経費	補助金の額	補助対象者
1 酒米乾燥調製事業	新たに生産拡大する酒米の乾燥調製に係る経費	乾燥調製を行った数量に1俵当たり1,800円を乗じて得た額の1/2以内	市内で酒米の生産に係る個人又は法人その他生産者団体で、次の者 〔 酒米の乾燥から粳摺りまでの作業（乾燥調製）を行う者 〕
2 酒米保管事業	新たに生産拡大する酒米の収穫年の翌年3月末までの保管に係る経費	保管した数量に1俵当たり90円を乗じて得た額の10/10以内	〔 適切に酒米の保管を行うことができる者 〕

※ 上記で算出した補助金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て「新たに生産拡大する酒米」とは、従来の酒蔵との取引とは別に、市長が認めた酒米をいう

【補助金交付申請の提出】

規定の様式などにより、8月末日までに提出
数量に応じた定額補助なので、収穫量等を見込んで申請

【実績報告の提出】

規定の様式に加えて、以下の書類を3月31日までに提出

- 「酒米乾燥調製事業」の場合
乾燥調製を行った数量を確認できる書類の写し
(荷受台帳等、品種と数量などが確認できるもので、従来米と区分けする)
- 「酒米保管事業」の場合
酒米を保管した数量を確認できる書類の写し
(入出庫の品種と数量、行き先(酒蔵)などが確認できる書類で、従来米と区分けする)

※ 取扱数量の関係などで当初の事業費が増減する場合、変更承認申請の提出をお願いすることがあります。